



## みんなで 助け合う

### 子どもへの虐待

子どもを取り巻く状況は、いじめ・体罰・不登校・虐待と、とても深刻です。中でも、家庭内における親や親族などの保護者による「しつけ」などと称した虐待や幼児の育児放棄が大きな社会問題になっています。

虐待は子どもへの心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応が必要です。

児童虐待防止法では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、虐待は次の4つのタイプに分けられています。

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 保護の怠慢（ネグレクト）
- 心理的虐待

### 私たちができること（通告）

この法律では、「虐待を受けた児童」だけでなく、「虐待を受けたと

思われる児童」を見つけた場合も「速やかに通告しなければならぬ」と定めています。

児童虐待の背景には、家族間のストレスや経済的な問題、子育てにおける孤立に加えて社会的な要因などがあるといわれています。また、親の価値観、教育方針がいつのまにか虐待になっている場合もあります。

児童虐待はどこの家庭にも起こり得るのです。虐待をしている親自身が悩んでいる場合も多く、周囲の温かい支えと適切な支援が必要です。

・児童虐待を通告（通報）するのは、国民の義務です。

・子どもの虐待を「よその家のこと」としないでください。

・「虐待されている」という確信がなくても大丈夫です。

・誰から通告されたかは秘密にされません。

・結果的に、虐待をしている人を救うことにもつながります。



虐待に周囲の人たちが早く気づき、通告（通報）することで、社会全体で「助け合う」ことにつながります。

### 被災地での助け合い

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大勢の死者・行方不明者等を出し、今も多くの被災者が避難所等での生活を余儀なくされています。

被災地では、少ない水や食糧が供給され、小さな子どもや高齢者といったわり、お互いが助け合い分かち合う中で、今までにない困難を乗り越えようと努力されています。

一方で、避難所等での生活の長期化や震災による精神的なストレスなどにより、女性への性暴力や配偶者間暴力（DV）、児童虐待が懸念されており、予防と被害者支援の取り組みが進められています。

必要な時は、専門家の支援を受けながら、互いに支え合って、共に生きるということが大切です。

みなさんも、社会全体で「助け合う」ことについて考えてみましょう。

### 児童虐待の相談窓口

家庭児童相談室

☎ 22-13544

子ども福祉室

☎ 22-17742

広島県西部子ども家庭センター

☎ 082-254-0381

### 人権のまち竹原 市民研究集会

日時 8月19日（金）18時30分～20時

場所 竹原市勤労青少年ホーム 3階軽運動場

演題 「生きる～ぼくにとっての母～」 講師 詩画家 はら みちを さん

入場 無料（グッズ販売あり）

講師プロフィール 1928年神戸市生まれ。脳性小児麻痺のため、母親に背負われて学校へ通う。1968年頃から、母をテーマに創作詩画として独自の世界を作り上げていく。

1989年、日ソ文化使節団として、詩の朗読と作品100点の巡回展を開催。2006年に道の駅ふおレスト君田に「はらみちを美術館」開館。全国各地で、詩画展覧会を開催している。

問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726

